

(参考) 対象者について

- 対象者は、対象施設の入所者のうち、介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者及び介護保険法第六十一条の三における特定入所者介護予防サービス費の対象となる特定入所者です。
- 具体的には、下表中の「第1段階」～「第3段階」に該当する入所者を指し、「第4段階」の入所者は補助対象外です。

補助対象	負担段階	対象者		負担限度額/日	基準費用額/日
		所得の状況		預貯金額 <sup>※2</sup> (夫婦の場合)	食費 【短期入所の場合】
<b>補助対象者</b>	第1段階	生活保護受給者		—	1, 4 4 5 円
		世帯全員が 住民税非課税	老齢福祉年金受給者	1, 000 万円以下 (2, 000 万円以下)	
	所得金額 <sup>※1</sup> が 80 万円以下		650 万円以下 (1, 650 万円以下)	390 円 【600 円】	
	所得金額 <sup>※1</sup> が 80 万円超 120 万円以下		550 万円以下 (1, 550 万円以下)	650 円 【1, 000 円】	
	上記以外		500 万円以下 (1, 500 万円以下)	1, 360 円 【1, 300 円】	
第2段階					
第3段階①					
第3段階②					
<u>対象外</u>	第4段階	第1段階～第3段階以外の者		基準費用額の定めなし	

※1 (合計所得金額) + (課税年金収入額) + (非課税年金収入額) の合計

※2 2号被保険者は所得の状況に関わらず預貯金額は1,000万円(2,000万円)以下